

弊社長野工場における労働災害の不適切処理について

このたび、弊社長野工場で発生しました労働災害事故に関して、2020年9月23日付で、労働安全衛生法第100条第1項および労働安全衛生規則第97条第1項等の違反(労働者死傷病報告書の報告遅れ)により、弊社が長野県岡谷簡易裁判所から略式命令を受け、罰金(20万円)が科されましたので、下記のとおりご報告致します。

弊社は、このような事態に至りましたことを厳粛に受け止め、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

1. 経緯

- (1) 弊社長野工場において派遣社員が2019年1月に受傷しましたが、社内における労働災害発生時の報告が適切になされなかったため、当初、労働災害手続きを行っておりませんでした。
- (2) 後日、派遣会社からの連絡を受け弊社内で事実確認調査を行った結果、労働災害の事実を認識したため、岡谷労働基準監督署へ報告し、関係書類の提出ならびに聞き取り調査等に全面協力致しました。

2. 労働災害の概要

- (1) 災害発生日 2019年1月9日 22:00頃
- (2) 被災者 派遣社員
- (3) 傷病状況 右手第二指 皮膚欠損創
- (4) 災害内容 外周研削機のトラブル停止時に、手で一部の機械のズレを修正した際に、指の付け根を挟まれました。

3. 報告を怠った原因

弊社においては、労働災害発生時はケガの軽重にかかわらず、安全・衛生の統轄部署に報告することを義務付けていますが、そのルールが徹底されておらず、報告が適切にされなかったことにあります。

4. 再発防止について

- (1) 今般のような事故が再発しないよう、工場設備への安全対策を講じました。
- (2) 派遣社員、期間社員、パート・アルバイト社員を含む全社員に対して、理由の如何に関わらずケガは速やかにルールに従い統轄部署へ報告することを再教育致しました。
また、報告遅延行為は法律違反であることを繰り返し再教育致しました。
- (3) 今後も定期的に繰り返し実施し、このような事象を二度と発生させることの無きよう、弊社グループ会社を含めて再発防止に取り組んでまいります。
- (4) 今般の責任を明確化するため、関係役員および関係社員につき、社内規程に従い処分を行います。

以上